

八尾市における学校図書館

学校図書館とは（学校図書館法 第二条より）

「学校図書館」とは、小学校、中学校、及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

学校図書館の役割（文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」より）

○読書センター

児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場としての機能

○学習センター

児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする機能

○情報センター

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能

学校図書館サポーター

八尾市では、様々な経験を有する地域の方に協力を得て、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資するボランティア活動をしていただいています。

- 図書指導に関すること（読み聞かせ、ブックトークなど）
- 図書室の環境整備（配架や修理など）
- 図書の貸し出し・返却・帳票処理などの操作など

